



## 令和4年度通常総代会 全議案原案どおり可決して閉会

令和4年度の本会通常総代会を5月23日(月)に44名の総代の皆さまに出席(代理・書面含む)いただき開催しました。議長には高根支部:中田直太郎氏が選出され、提出しました7議案について慎重に審議いただき、全議案が原案どおり可決、承認されました。

### 【主な議案の概要】

#### 1 定款の改正

反社会的勢力(暴力団やその関係者など)に該当する者は会員や役員になれないよう改正しました。

#### 2 運営規約の改正

加入申し込みの際に提出していただく書類に「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する誓約書兼同意書」を追加しました。

また、手数料徴収基準のうち各種補助金申請支援に係る部分を削除しました。

#### 3 令和3年度事業報告及び収支決算

新型コロナウイルス感染症の拡大により、巡回指導や講習会、計画していた事業の開催が制限されました。一方で、市の補助金を活用した夏と冬の売出しを実施するなど管内での消費拡大に努めました。

#### 4 令和4年度事業計画及び収支予算

新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、令和3年度において策定した経営発達支援計画(第2期)に基づき、会員事業者の皆さまが持続的に発展できるよう努めてまいります。特にDX(デジタルトランスフォーメーション)の普及や活用について取り組んで参ります。

※議案の詳細はお配りした議案書をご覧ください。

### 33名の方を表彰(優良従業員表彰)

令和4年度の優良従業員表彰は、倉畑博己さん((株)長瀬土建)をはじめ33名の方が表彰されました。

総代会には、新型コロナウイルス感染症の予防の観点から倉畑さんに代表で出席していただき、山岩会長から表彰状と記念品が手渡されました。

これまでのご活躍に敬意を表しますとともに、今後も健康に留意され、地域産業発展のためご活躍いただきますようお願い申し上げます。

※表彰された方のご芳名は議案書をご覧ください。

### 令和4年度分会費の納入について

令和4年度の本会会費は、**口座振替手続きがお済みの事業所は6月20日(月)**に、ご指定の口座から振替させていただきます。**その他の事業所の皆さまは6月30日(木)までに振り込んでいただくか、商工会までお届けいただきますようお願い申し上げます。**

### 商工会の共済制度をご利用ください

商工会には商工事業者の皆さまにご利用いただける各種共済制度があります。制度の内容や加入手続きなど、お気軽にご相談ください。

### 高山市プレミアム付き商品券「みんなで応援商品券(第3弾)」

## 加盟店の登録受付が始まりました(6月1日~9月30日)

#### 《みんなで応援商品券(第3弾)の概要》

千円券15枚をセットにしたものが一万円で販売されます。(今回は「さるぼぼコイン」の電子商品券も販売。購入はいずれか一方のみ)

購入限度 市民一人1セット

販売期間 令和4年7月13日(水)~8月31日(水)

※さるぼぼコインは7月6日(水)から

使用期間 令和4年7月13日(水)~9月30日(金)

※さるぼぼコインは7月6日(水)から

▶ 本事業の趣旨に鑑み、商品券を利用できない商品やサービスがあります。

▶ お釣りは出ません。(さるぼぼコインについては、1円単位での利用可)

#### 《加盟店の登録方法》

第2弾で加盟店登録をされた事業者へは、高山市から申請書が郵送されますので、内容を確認し修正事項がある場合は朱書きで訂正のうえ、さるぼぼコインの取扱い有無を選択し、商工会に提出してください。

新規の場合は「申請書兼宣誓書」が商工会にありますので来所のうえ、必要事項をご記入ください。

再登録、新規とも**WEBでの申請も可能**ですので、ご利用ください。

申込期間 令和4年6月1日(水)~9月30日(金)

▶ 6月23日(木)午後5時までの申し込み分については、加盟店一覧(冊子)に掲載されます。以降の申し込みについては、商工会議所ホームページでの紹介となります。

# 事業復活支援金に関する重要なお知らせ

## 申請期限が延長されました 申請IDを取得済みの方限定

- ★ 事前確認期限 令和4年5月26日(木) → **令和4年6月14日(火)**
  - ★ 申請期限 令和4年5月31日(火) → **令和4年6月17日(金)**
- ※令和4年5月31日までに申請IDを取得されている方に限ります

## 差額給付の申請受付が始まりました

### <差額給付とは>

事業復活支援金の給付を受けた方で、初回給付の申請を行った月以降の月で、初回給付の申請を行った時点で予見されなかった新型コロナウイルス感染症影響を受けたことにより、自らの事業判断によらず、基準期間の同じ月と比較して、月間の事業収入等が50%以上減少した月が存在する場合に限り、その月を対象月とした支援金が給付されるものです。

※給付限度額の変更はありません。(初回給付額と差額給付額の合算額は、当初の給付限度額以内)

### <給付要件>

以下の全ての要件を満たす場合、差額給付を申請することができます。

- 事業復活支援金の初回給付を受けたこと(ただし、初回給付に係る支援金を全額返還した者を除く。)
- 初回給付において、対象月の月間事業収入が、基準月の月間事業収入と比較して30%以上50%未満の減少であったこと
- 差額給付において、対象月の月間事業収入が、基準月の月間事業収入と比較して50%以上減少していること
- 差額給付において、月間事業収入の減少が、初回給付の申請を行った時点で予見されなかった新型コロナウイルス感染症影響を受けたことにより、自らの事業判断によらないで生じたものであること
- 差額給付において、対象期間のうち、初回給付の対象月の翌月以降かつ初回給付の「申請日」を含む月以降のいずれかの月を対象月とすること

※対象となる可能性のある方は、マイページ上に差額給付の申請ボタンが表示されます。

### <申請期間>

**令和4年6月1日(水)～令和4年6月30日(木)**

ただし、6月1日以降に初回給付分を受給された方は、受給した日の翌日から30日間になります。

詳しくは支援金事務局のホームページをご覧ください <https://jigyoun-fukkatsu.go.jp/>

商工会では新型コロナ経営相談窓口を設置しています。お気軽にご相談ください。 ☎52-3460

## 岐阜労働局からのお知らせ

今年度、企業からの**新規高等学校卒業予定者等の求人申込み**は6月1日からハローワークで受け付け、7月1日から求人票を企業から各学校に送付することになっています。学校では、求人票をもとに夏休み中に応募先の決定を行う予定ですので、夏休み前の早い時期にハローワークに求人申込みをすることにより、多くの生徒に情報を提供される可能性が高くなり、幅広い生徒の応募が期待できます。

## 岐阜県からのお知らせ

岐阜県では、自転車による交通事故防止や被害の軽減、被害者保護を目的とした「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定しました。この条例に基づき、次の施策が実施されますので、従業員の皆さんに啓発いただくとともに、業務や通勤時において自転車の利用がある場合は適切な対応をお願いします。

- ① 自転車損害賠償保険等への加入 **義務化**
- ② 乗車用ヘルメットの着用 **努力義務化**
- ③ 自転車の定期的な点検整備 **努力義務化**
- ④ 反射機材の装着など交通事故防止対策の実施 **努力義務化**
- ⑤ 自転車の安全で適正な利用に関する教育・啓発の推進

※施行日は令和4年4月1日、①②は令和4年10月1日

「岐阜県スタートアップ企業支援補助金」募集中  
<https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2022052001/index.asp>

「岐阜県燃料電池自動車導入事業補助金」募集開始  
<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/pressrelease/224310.html>

高山南商工会

<https://www.gifushoko.or.jp/takayamaminami/>

本 所 ☎52-3460  
e-mail:t-minami@ml.gifushoko.or.jp  
朝日支所 ☎55-3529